様式第15号（第5条関係）

|  |
| --- |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 第　　　　　　　 号　　年　　月　　日　〒　　－　　　　　　　　　　様丸亀市福祉事務所長　　　　保護申請却下通知書　　　　　　　　　　　付で申請された生活保護法による保護については、下記の理由で保護できないから却下します。取消訴訟の提起に関する事項については裏面をお読みください。記以上１　　却下の理由２　　この通知が申請後１４日を経過した理由 |

（裏面）

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、香川県知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、丸亀市を被告として（訴訟において丸亀市を代表する者は丸亀市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　①審査請求をした日の翌日から起算して50日(香川県知事から香川県行政不服審査会に諮問をした旨の通知があった場合にあっては、70日)を経過しても裁決がないとき。

②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。